

# 森づくりボランティア推進事業

## 1. 事業の目的・概要

県内の森林や里山林は、水源かん養や多様な生きものの生息空間など、さまざまな公益的機能を持っています。それらの森林を県民共有の財産として将来にわたって守るためには、県民の皆さまの理解と参加による森づくりが必要です。そのような取り組みを促進するため、NPO等の団体が県内で自主的に行う里山林の保全再生等の活動に対して助成します。

## 2. 補助の対象となる団体（いずれにも該当）

県内のNPO、ボランティア団体、地域住民等が組織する団体（非営利団体で規約等が定められており、総会が開催される団体）

※補助を希望する団体は、事前に「いしかわ版里山づくりISO認証」の申請をお願いします。

## 3. 補助の対象となる活動の内容

県内の森づくりの推進に寄与し、他の模範となる次のいずれかの事業

### (1) 里山林の保全再生活動

（例）雑木林の間伐や下刈りなど、森林の公益的機能の維持や希少種の保全のための活動

### (2) 森林に親しむための活動

（例）県民が気軽に参加できる森林環境教育や森づくりに関する体験活動、森林を身近に楽しめるようにするための散策路の整備など

#### <留意事項>

- ①事業内容が他の事業助成や委託と重複するものは除きます。
- ②補助期間は同一地区において3年間。ただし毎年度申請が必要であり、その都度審査があります。
- ③国有林・公有林等は除きます。
- ④県民参加の森づくり、里山保全につながる活動については「いしかわり山ポイント制度」を活用できます。
- ⑤事業実施期間：交付決定日から令和8年2月末までに実施する事業を対象とします。期間外の活動や支出（領収書）は補助対象外です。

## 4. 予算額 7,300千円（令和7年度）の内数

## 5. 補助の対象となる経費および補助率

### (1) 補助対象経費は次のとおりです。

需用費	用具費、消耗品費、資料印刷費、燃料費、苗木代等
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料・賃借料	会場借上料、機材借上料等
原材料費	木材、釘等
備品購入費	機械器具費等
報償費	講師や指導者に対する謝金等
旅費	講師や指導者に対する旅費等
賃金	構成員が行うことができない特殊作業に係る賃金等

※補助事業者の構成員に対する報償費、旅費および賃金は対象となりません。

### (2) 補助率

補助対象経費の10/10以内（上限額：初年度40万円、2～3年度20万円）

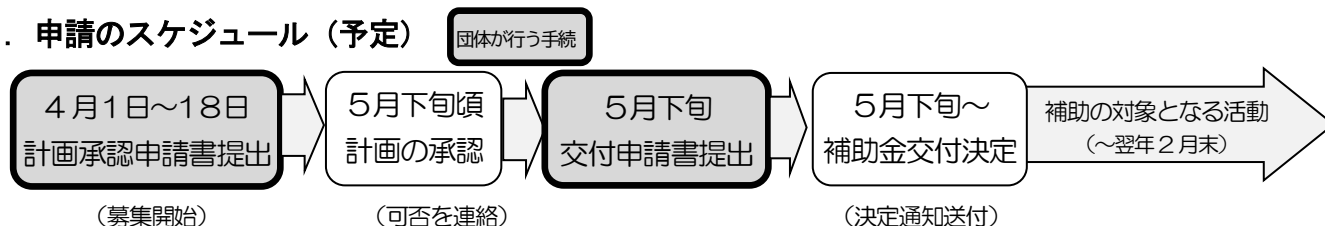
※過去に実施した団体が別地区で実施する場合は、補助対象経費の1/2以内（上限10万円）

※要望多数の場合、要望額を下回る割当となる可能性があります。

## 6. 補助事業の決定

事業計画書等の内容を審査し、予算の範囲内で、本補助事業の目的達成のため効果的と認められる事業を決定します。

## 7. 申請のスケジュール（予定）



※書類の提出先：主な活動地を管轄する「農林総合事務所 森林部 林業振興課」（下記9. 参照）

## 8. その他

(1) 計画承認申請書は、以下の書類により作成してください。

- ① 計画承認申請書（実施要領：別記様式第3号）
- ② 事業計画書（交付要綱：別記様式第2号3）
- ③ 収支予算書（交付要綱：別記様式第3号）
- ④ 事業実施予定地の図面
- ⑤ 団体の概要を示す書類（規約または会則＋名簿等）
- ⑥ 現況写真
- ⑦ 事業実施予定地の用地承諾書またはそれに準じる書類

(2) 事業完了後15日以内または3月末日のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出してください。（領収書の写し、5万円以上の備品はその写真、活動状況がわかる写真を添付）

※収入及び支出についての証拠書類は補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管

※備品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定された耐用年数の期間は、備品台帳等を作成し、適切に管理すること。

(3) 補助金の支払は実績報告から2～3ヶ月後です。（概算払希望の場合は要相談）

(4) 活動を実施する際には、ヘルメットを装着するなど安全管理を徹底するとともに、必ず傷害保険に加入し、感染症対策を徹底してください。

(5) アンケートや、活動内容の発表等をお願いすることがありますので、ご協力ください。

## 9. お問い合わせ先及び提出先

石川県農林水産部森林管理課森林企画グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1642 FAX 076-225-1645 E-Mail shinkan@pref.ishikawa.lg.jp

主な活動地域	相談窓口及び書類提出先
加賀市、小松市、能美市、川北町	南加賀農林総合事務所 森林部 林業振興課 〒923-0801 小松市園町ハ108-1 TEL 0761-23-1717
白山市、野々市市	石川農林総合事務所 森林部 林業振興課 〒920-2121 白山市鶴来本町4-リ57 TEL 076-272-1171
金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	県央農林総合事務所 森林部 林業振興課 〒920-8214 金沢市直江南2-1 TEL 076-239-1753
七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町	中能登農林総合事務所 森林部 林業振興課 〒926-0852 七尾市小島町二部33 TEL 0767-52-6600
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	奥能登農林総合事務所 森林部 林業振興課 〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1 TEL 0768-26-2329

いしかわ森林環境税ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/kikaku/kankyousei/index.html>

（交付要綱、実施要綱、実施各申請書の様式等がダウンロードできます）